

請 書 (購 入)

納入期限 令和 年 月 日

納入場所

¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計						

上記について裏面契約条項承諾のうえ、お請けいたします。

令和 年 月 日

受 注 者

住 所

氏 名

発 注 者

殿

- 1 発注者及び受注者は、信義に従って誠実に本契約を履行すること。
- 2 受注者が物品を納入するときは、納品書等を添えて行うものとし、納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知して検査を受けること。
- 3 検査の時期は、発注者が前項の通知を受けた日から10日以内の日とし、支払の時期は、検査合格後発注者が適法な支払請求書を受領した日から30日以内の日とすること。
- 4 受注者の責に帰すべき理由により、納入期限までに物品を完納することができないときは、未納物品に相応する契約金額相当額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を延滞金として指定期間内に発注者に支払うこと。
ただし、第6項に該当する場合、受注者は本項延滞金に代えて、第6項に定める違約金を支払うこと。
- 5 発注者の責に帰すべき事由により、第3項で定める期間内に発注者が代金を支払わないときは、受注者は、未受領額につき、第2項で定める期間満了の日の翌日から支払当日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができること。
- 6 受注者が次の各号のいずれかに該当することにより発注者が契約を解除した場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うこと。
 - 一 受注者の責めに帰すべき理由により債務の履行が不能であるとき、又は受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 二 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 三 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 7 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第一号に該当する場合とみなすこと。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 8 延滞金及び違約金は、発注者の支払うべき契約代金と相殺可能であること。
- 9 この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。